

発 財 第 479 号

令和元年11月5日

教育長  
各部長・事務局長  
各課長・所長 } 様

市長

令和2年度当初予算編成方針について（通知）

倉吉市財務規則第7条の規定により、令和2年度の市の当初予算を編成するに当たっての方針（令和2年度当初予算編成方針）を定めたので、次のとおりこれを通知します。



## 令和2年度当初予算編成方針

〔令和元年11月5日〕  
企画審議会決定

平成28年10月21日に本市を中心にして発生した鳥取県中部地震から3年が経過し、倉吉市震災復興計画の計画期間の最終年度に至っています。この間、市は、住宅の再建支援、公共施設等の災害復旧といった市民生活と社会基盤の再建に加え、防災関連事業の拡充等に最優先で取り組んできました。また、これと平行して、第11次倉吉市総合計画（「くらしよし」ふるさとビジョン）及び市の地方版総合戦略（「倉吉市未来いきいき総合戦略」）のそれぞれに掲げる基本目標の達成に向け、人財の育成、中心市街地の活性化等の種々の施策を推進してきました。

こうした取組により、まちなみが地震前の姿を取り戻しつつあるとともに、従来から培ってきた地域の住民同士のつながりもこれまでより目に見えるものとなってきており、さらに、国立社会保障人口問題研究所が平成25年3月に公表した推計人口に比べ、平成30年3月に公表された同値が上振れたものとなるなど、一部にその成果も現れてきています。

一方、こうした地震からの復旧復興、地方創生等の取組の財源は、これまで積み立ててきた基金の取崩しや災害復旧事業債等の起債によって賄われるものとなり、本市の財政事情をより厳しいものとしています。また、取組のなかには、その成果が低調なまま留まっている項目も相当数あり、人口動態においても、目標とする値までは届いていない状況があります。

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）で、アベノミクスの成果が地域に波及し、地方における経済の好循環の前向きな動きが生まれ始めているとする一方、平成から令和の時代にかけて多くの課題が引き継がれており、特に、人口減少や少子高齢化の進展は、我が国経済が直面する最大の壁であるとしています。そして、このような認識のもと①潜在成長率の引上げによる成長力の強化②成長と分配の好循環の拡大③誰もが活躍でき、安心して暮らせる社会づくりの3つの視点を重視した取組を推進することとしています。さらに、地方にあっては、地方創生を推進し、地域住民の生活の質を向上させるとする一方、持続的な地方行財政制度の構築に向けた取組を進めることとしています。特に、地方交付税に関しては、地方創生の取組の成果の実現具合に応じた算定へのシフトを進め、重点課題に前向きに取り組む地方自治体への支援をさらに強化することとしています。

本市にあっても、人口減少・少子高齢化は喫緊の課題であり、このため、引き続き地方創生の歩みを強力に進めていく必要がある中、地震からの復旧を完了させ、さらにその復興を安全安心な市民生活の確保につなげながら、総合計画・総合戦略に掲げられた種々の項目の達成に向けて関連する施策を着実に実施し、同時に、将来にわたって安定的で持続可能な行財政運営を行うため、行財政改革の取組を進めていく必要があります。

以上を踏まえ、「くらしよし」ふるさとビジョン及び倉吉市未来いきいき総合戦略に掲げられた諸課題に取り組み、並びに第3次倉吉市行財政改革計画を実行するため、これを具体化するものとして、このとおり令和2年度の本市の予算の編成方針を定めます。

(別添・令和2年度当初予算編成方針に関する基本的な考え方)

## 1 本市の財政状況

平成30年度決算において、市の基金全体（特別会計に関するもの及び定額運用のものを除きます。）の残高は、平成29年度決算時に比べ3億4,000万円余減少して52億円余となり、基金の取崩しが進みました。

また、市の経常収支比率（平成30年度決算値）は、県内市町村で2番目に高い値の95.9%で、平成28年度以降きわめて高い水準のまま推移しており、市の財政が硬直している状況を端的に表しています。これは、市税、地方交付税等の一般財源収入の減少と義務的経費の増大が大きく影響しており、特に、令和元年度で普通交付税の合併算定替の措置が終了し、さらに、令和2年度に過年度に発行した起債の償還のピークを迎えたあとも、近年頻発する災害に対する災害復旧、小中学校の耐震化、工業団地の整備、第2庁舎の整備等各種の事業に伴って行っている起債の償還により、引き続き公債費が高い水準に留まることが見込まれ、同時に社会保障費が増大していくことから、中長期的に厳しい財政運営となることが予想されます。

## 2 予算編成の具体的な方針

予算編成の具体的な方針を次に掲げるとおりとします。

### (1) 政策的な施策の総括等

第11次倉吉市総合計画（"くらしよし"ふるさとビジョン）の計画期間の最終年度に当たり、並行して展開している地方版総合戦略（倉吉市未来いきいき総合戦略）の計画期間の最終年度も迎えることから、これらの計画等に掲げる目標の達成又は課題の克服がなされるよう、関連する施策の総括と次期計画に掲げるべき施策への展開に留意すること。

### (2) 行財政改革の徹底

平成30年1月に策定した第3次倉吉市行財政改革計画の実行を徹底し、とりわけ、このうち第3次行財政集中改革プランの実施項目を着実に実施することで、市の行財政を、将来にわたって、安定的で持続可能なものにつなげること。

### (3) 第2庁舎の稼働に伴う事務事業の見直し

令和2年1月から第2庁舎の供用が開始をされることに関連し、これに伴う市民生活への影響が最小限のものとなるようにし、同時に、第2庁舎等に移動する部課等に限らず、あらためて各所属で事務事業のあり方を見直すこと。

## 3 予算編成に当たっての留意事項等

以上を踏まえ、予算編成に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとします。

(1) 政策的に取り組む事業は、中長期的な視点に立ち、目的や効果に照らして、必要性や優先順位などを十分精査したものとすること。

- (2) 継続的に実施している事業は、その目的や効果をあらためて確認し、その工程や財源を検証した上で、ゼロベースでの見直しを検討したものとすること。
- (3) 事務事業の整理統合、部局間の連携等により効率的に施策を実施するものとし、及び効果的な事務事業の執行方法を確立するものであること。
- (4) 特に補助金等は、倉吉市補助金等ガイドラインに基づく見直しを行うものであること。
- (5) 国県等の動向を的確に把握し、各種の制度による財源を効果的に活用したものとすること。
- (6) 経常経費等又は政策経費（これらの内訳の場合を含む。）について、経費の区分ごとに編成の基準を設けることとし、その他詳細は、別に総務部長が通知するものであること。